# 役員退職慰労金規程

制定 平成 25年4月1日 規程第16号

## (準 則)

第1条 常勤役員(出向者を除く。以下「役員」という。)が退任した とき又は、解任されたときは、この規程の定めるところにより 退職慰労金を支給する。

## (退職慰労金)

第2条 退職慰労金は、退職一時金として支給する。

#### (支給対象者)

第3条 退職慰労金は、役員就任1年以上の者が退任したとき又は、 解任されたときに支給する。

## (支給の例外)

第4条 懲戒解職による退任者には、退職慰労金の全部又は一部を支給しない。

#### (退職慰労金の計算方法)

第5条 退職慰労金は、退職時の役員報酬および基本給の70%を基準とし、第6条の就任期間に対応する支給率を乗じて計算した額とする。

## (支給率)

第6条 退職慰労金の支給率は、次のとおりとする。

第6条 退職慰労金の支給率は、次のとおりとする。						
就任期間(年)	1	2	3	4	5	6
支 給 率	1.0	2.0	3.0	4.5	6.0	7. 5
就任期間(年)	7	8	9	10	11	12
支 給 率	9.0	10.5	12.5	14. 5	16.5	18.5
就任期間(年)	13	14	15	16	17	18
支 給 率	20.5	22.5	24.5	26.5	29.0	31.5

就任期間 (年)	19	20
支給率	34.0	36.5

20年を超えるとき、1年につき1.0を加算する

2 前項の支給率に端数が生じたときは、小数点第3位までとし、 それ以下は切り捨てる。

### (就任期間の計算方法)

- 第7条 就任期間は、就任の日から退任の日までとし、暦日により計算 する。
  - 2 就任期間に1年未満の端数があるときは、暦日によって月割りで計算し、1か月未満は1か月とする。

#### (休職期間中の就任年数)

第8条 休職期間は、就任期間に算入しない。ただし、業務上の傷病による休職の場合は通算し、特別の事由による休職の場合は、事由により通算することがある。

### (加算)

第9条 在任中功績顕著であった者に対しては、特に増額支給すること がある。支給額は会長が定め、理事会の同意を得なければなら ない。

## (支給時期)

第10条 退職慰労金は、退任後1か月以内に一括支給する。

## (死亡時の支給順位)

第11条 役員が死亡した場合の退職慰労金は、労働基準法施行規則第 42 条ないし第 45 条の規定による遺族補償を受けるべき範囲、 ならびに順序によりこれを支給する。